

資料3 自然再生推進法の施行状況の検討結果に基づく「必要な措置（案）」について

○うち第三次生物多様性国家戦略に関する「必要な措置(案)」

1. 自然再生の着実な実施

①自然再生の着実な実施及び技術的知見の蓄積

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○関係省庁の連携と多様な主体の参加・協力のもとに<u>自然再生事業を着実に実施すること。</u></p> <p>○自然再生の取組をより効果的に促進するため、全国における自然再生の実践事例を通じて<u>技術的知見の集積を進めること。</u></p>	<p>○自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づく実施手法や順応的な管理手法の集積を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、<u>自然再生に係る技術的知見を蓄積する。</u>（環境省、農水省、国交省）</p>	<p>○<u>各種自然再生技術に関する基礎情報を整備</u>し、自然再生を効率的に推進していくための情報整備を行うよう検討する。 （自然再生基本調査（環境省））</p> <p>○自然再生基本方針の見直し 自然再生に関する<u>技術の研究開発は、自然再生事業の実施と連携しつつ進められることが重要である。</u></p>		<p>1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項） 自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、<u>調査研究の推進と科学的技術の振興を図る</u>とともに、(略)。</p> <p>5(2)（調査研究の推進） 国及び地方公共団体は、(中略) <u>自然再生に関する技術の研究開発に努める</u>こと。</p>
	<p>○<u>引き続き自然再生事業を着実に推進する。</u>（環境省、農水省、国交省）</p>			<p>○<u>自然再生事業を着実に実施する。</u>（環境省、農水省、国交省：各種事業により対応）</p> <p>※【別紙4参照】 「自然再生事業関連制度一覧」</p> <p>○自然再生基本方針の見直し</p> <p>① <u>自然再生の目標について、持続的に良好な状態を維持することが可能な自然環境を目標として設定することが重要である。</u> この中で、自然の復元力や持続可能性を考慮し、長期及び短期における目標を設定することが重要である。その際、自然の変動や攪乱を生態系本来の動的な維持機構として位置づけていくことも大切である。さらに、自然再生は持続可能性の考慮を原則とし、その中で二次的自然は特に人とのかかわりを重視することが必要である。 このため、目標の設定に係る情報提供等必要な支援を行う。 （環境省；自然再生活動推進費【別紙2参照】）</p>
				<p>1(2)（自然再生の方向性） <u>生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す</u>自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要となっています。</p>

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
		<p>② <u>残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の劣化の根本的な要因をひとつひとつ取り除くことが重要である。</u></p> <p>このため、当面の局所的な絶滅を防ぐなど、短期的で対症療法的な対策を進める一方で、劣化要因とその複合作用の把握を踏まえた根本的な対策を検討、実施することが必要である。</p>		<p>1(2)（自然再生の方向性） 自然再生の視点として、①過去の社会経済活動等により<u>損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的</u>とし、(略)。</p> <p>1(2)ア（自然再生事業の対象） 自然再生事業は、過去に行われた事業や人間活動等によって<u>損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的</u>として行われるものです。</p>
	<p>○自然再生事業において想定される様々な効果について、適切に評価する手法を整備するため、<u>自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、またこれに関する手法を整備する。</u>（環境省）</p>	<p>○<u>自然環境が持つ生態系サービスの機能などを幅広く捉え、自然再生事業の様々な効果を整理していくことが必要</u>であり、このことが事業推進上重要な事項となる。</p> <p>このため、<u>自然再生事業において想定される様々な効果を適切に評価する手法を検討する。</u>（環境省：自然再生基本調査）</p>		<p>1(2)エ（順応的な進め方） 事業着手後も自然環境の<u>再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し</u>、(略)。</p> <p>2(2)エ（協議会の運営） 協議会は、当該自然再生<u>事業のモニタリングの結果の評価</u>及び、(略)。</p> <p>3(5)（全体構想及び実施計画の見直し） 実施者は、自然再生<u>事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価</u>した上で、(略)。</p> <p>-----</p> <p>1(1)（わが国の自然環境を取り巻く状況） 「<u>自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有して</u>おり、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって<u>有用な価値を有しています</u>。</p> <p>1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項） 自然再生に当たっては、<u>地球環境保全に寄与</u>する観点から、(略)。</p>

②自然再生に関する普及啓発活動の推進

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
○各地で実施されている <u>自然再生の取組への理解を広げ参加意識を高めること。</u>	○自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、環境学習の推進などにより <u>普及啓発活動を実施する。</u> (環境省)	○地域において自然再生に係る普及啓発活動を推進するための支援を行う。 具体的には、 <u>地方公共団体等との共同により、</u> <u>・ワークショップ等の開催（自然再生事業の技術的支援）、</u> <u>・市民参加型自然環境調査の実施（自然再生に関する普及啓発活動）</u> <u>等</u> <u>を推進する。</u> これにより、 <u>地域における自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民等の理解を促進する。</u> (環境省；自然再生活動推進費【別紙2参照】)	法第16条第1項(自然再生に関するその他の措置) 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる <u>自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。</u>	1(2)カ(その他自然再生の実施に必要な事項) 国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域における自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、 <u>普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。</u> 5(4)(普及啓発) 国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための <u>普及啓発活動を行うこと。</u>

2. 自然再生の新たな取組の推進

①全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
○国土の自然環境のあり方に関する <u>長期的なビジョンのもとに、自然再生の必要性が高い地域を抽出するとともに、関係省庁の施策の連携により自然再生を計画的に実施していくための仕組みづくりが重要となる。</u>	○ <u>全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、</u> わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、 <u>関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進める。</u> (環境省、農水省、国交省) ○これまでに蓄積されている情報を整理・解析し、それらの総合的な分析評価を基に、 <u>自然再生の必要性が高い地域を明らかにするための検討を進める。</u> (環境省、農水省、国交省)	○生物多様性総合評価を実施する。(環境省) ○生態系ネットワークの具体的な図化を目指す。(環境省、農水省、国交省) ○自然再生基本方針の見直し 自然再生事業実施計画においては、事業区域に対し「周辺地域との自然環境との関係」及び「保全上の意義及び効果」を記載することとしているが、この中で <u>地域における生態系ネットワークの視点を踏まえた内容とすることが必要である。</u>	法第9条第2項第3号 2項) 自然再生の事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。 3号) 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果	3(自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項) 実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の事前環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
		<p>○自然再生の必要性が高い地域を抽出し、その取組を推進していくことが可能となるよう、自然再生に関する基礎的な情報の収集整備のあり方、及び自然環境の状態等を把握する手法等を整理し、広域的視点に基づく自然再生の推進に資する具体的手法を検討する。</p> <p>具体的には、生物多様性総合評価の検討状況をみつつ、進めることとする。</p> <p>この中で、特にラムサール条約湿地などは国際的にも重要な地域で、登録時の自然環境データの蓄積があり、かつ地域住民の保全・再生への熱意が高いと判断されるため、優先的に自然再生を検討する地域のひとつにあげられる。</p> <p>これらを踏まえ、自然再生の必要性が高い地域に関する検討を行う。（環境省；自然再生基本調査）</p>		

②民間団体や民有地における自然再生活動への支援

第三次生物多様性国家戦略		必要な措置（案）	現行規定	
現状と課題	具体的施策		自然再生推進法	自然再生基本方針
<p>○地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが対象地域内の民有地も含めて自主的かつ積極的な活動を展開していくことを地域全体で支えていく仕組みや、民間企業の協賛・連携、公的資金・民間資金による支援、土地所有者との調整に対する支援などが必要となっている。</p>	<p>○民間団体などが、特に民有地において自然再生に取り組む場合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施していく。（環境省）</p>	<p>○現在、再生活動を行う民間団体等に対し、事業費の公的及び民間助成制度が整備されつつあり、これらの支援を引き続き実施する。</p> <p>また、活用可能な事業制度やその活用事例等の情報提供を行い、必要に応じ事業制度の新規・拡充を図る。（環境省）</p>	<p>法第4条（国及び地方公共団体の責務）国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>法第15条（財政上の措置等）国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>1(2)カ（その他自然再生の実施に必要な事項）再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、自然環境の保全に資する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の支援を講ずるよう努めることも必要です。</p>